



岩手山火山災害による防災情報について(第1報)

岩手河川国道事務所 災害対策支部【火山災害:注意体制】設置

岩手河川国道事務所では、令和6年10月2日(水)15時00分に気象庁発表「岩手山噴火警報」噴火警戒レベル2(火口周辺規制)に引き上げられたことを受け、同時刻をもって火山災害対策支部(注意体制)を設置しました。

1. 事務所体制

【火山災害】

令和 6 年 10 月 2 日 15 : 00

注意体制

2. 体制基準

注意体制: 火山活動が活発化し、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合で下記を目安とする。
・無雪期:気象庁の発表する噴火警戒レベル2(火口周辺規制)が発表された場合

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所

岩手県盛岡市上田四丁目2-2

事業対策官:木村 博英(内線206)

TEL 019-624-3131(代表)

流域治水課長:中久木 晴人(内線351)

専門調査官:高橋 誠(内線501)

TEL 019-624-3166(流域治水課 直通)

管内情報につきましては、岩手河川国道事務所のホームページにてご覧いただけます。

ホームページアドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/iwate/>

モバイル版アドレス <http://keitai.thr.mlit.go.jp/iwate/>